

「発電利用に供する木質バイオマスの証明の ためのガイドライン」の運用について (適切な証明と分別管理)



この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への
説明会等にお使いいただくことを目的として作成しました。

2023年9月

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

JWDBA

1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP制度）とは
2. 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」とは
3. 適切な「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用
 - (1) 証明書の発行
 - (2) 燃料材の由来区分の理解
 - (3) 分別管理

1-1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは



法律（資源エネルギー庁所管）に基づき電力会社は、再生可能エネルギー発電事業者から申込みがあれば、政府が定めた期間、定めた調達価格で買取の義務

- 再生可能エネルギー（バイオマスのほかに、水力、風力、太陽光、熱など）
- 買取価格の原資（賦課金）

再生可能エネルギー発電の賦課金をすべての電気利用者（＝国民）から徴収

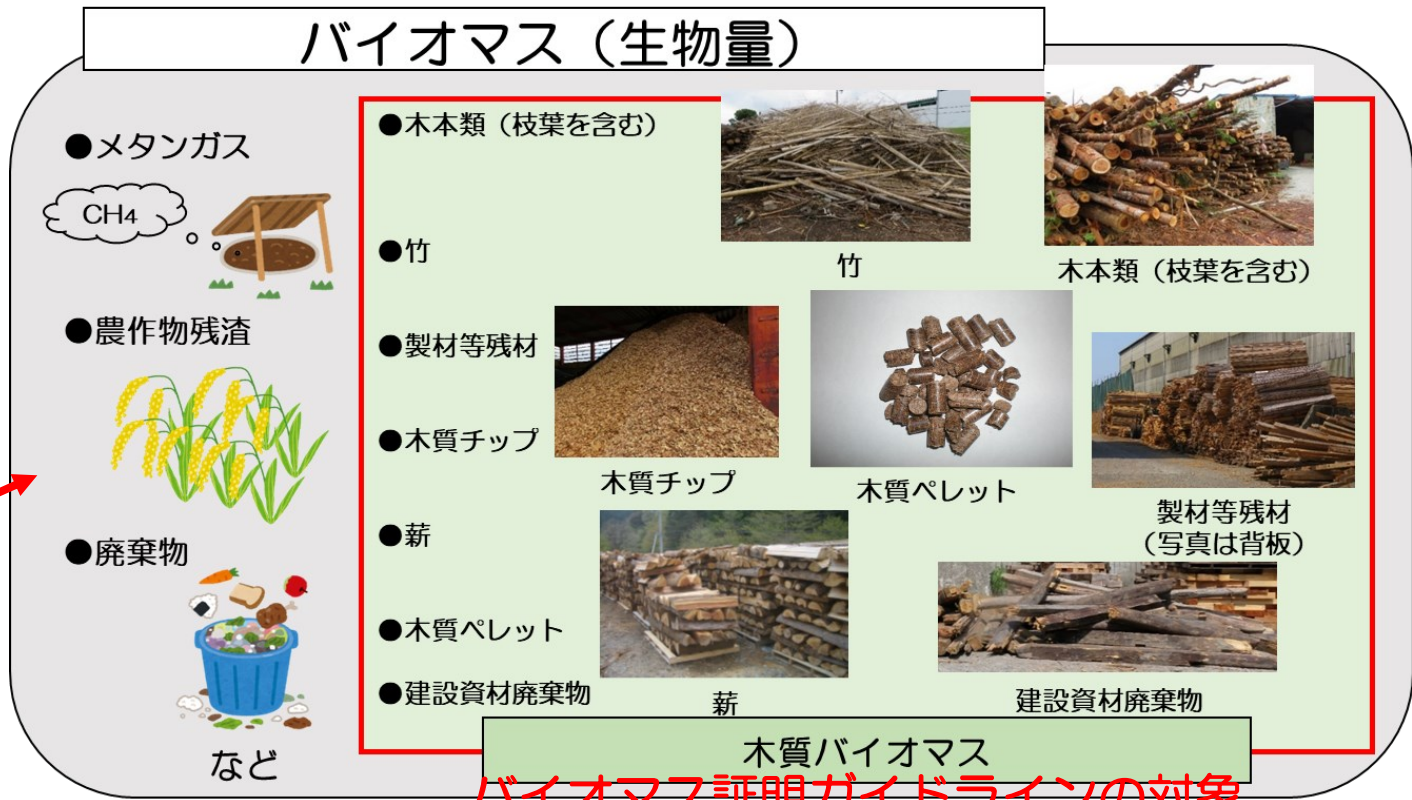
地点番号 03-0011-1060-8060-0102-2131 電気ご使用量のお知らせ ご使用場所 _____ 様	
28年7月分 ご使用期間 6月10日～7月10日 検針月日 7月11日 (31日間)	ご契約種別 従量電灯B ご契約 30A 当月指示数 5890 前月指示数 5675 差引 215 計器乗率(倍) 取替前計量値 計器番号(下3桁) 435
ご使用量 215kWh 請求予定金額 5,167円 (うち消費税等相当額) 382円 基本料金 842円40銭 電力料金 ・1段料金 2,342円40銭 ・2段料金 2,470円00銭 ・燃料費調整額 -915円90銭 再生可能エネルギー賦課金 483円 口座振替割引 -54円00銭	燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり) 7月(当月)分 -4円26銭 8月(翌月)分 -4円67銭 翌月分は当月分に比べ -0円41銭 今月分 振替予定日 7月22日 次回検針予定日 8月9日 地区番号 09 お客さま番号 _____ 検針員 _____
電気料金等領収証(口座振替払用) 28年6月分 5月12日～6月9日 領収金額 3,073円 うち消費税等相当額 227円 契約 30A 使用量 126kWh 上記金額を6月22日口座振替により徴収させて頂きました。 お客さま番号 _____ 東京電力エナジーパートナー株式会社 事業所コード(608) お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引越・ご契約のご用件 0120-995-661 停電・設備に関するご用件 0120-995-007	

画像引用 (Ene Leaks URL:<http://eneleaks.com/?p=10842>)

1-2 再生可能エネルギーにおける木質バイオマス

バイオマスとは「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義（バイオマス・ニッポン総合戦略）

再生可能エネルギー固定価格買取制度には、様々なバイオマス発電があります。木質バイオマス証明ガイドラインでは、その名のとおり「木質のバイオマス」のみを対象としています。



「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」（以下、「証明ガイドライン」という。）

「証明ガイドライン」を運用する際の重要なポイント

- 燃料材の由来区分
- 証明書の発行と保管
- 分別管理

その他の混同されやすい制度・ガイドライン

- (クリーンウッド法)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

- (合法木材ガイドライン)

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

2-2 燃料材（木質バイオマス）の由来区分

再生可能エネルギーの固定価格買取制度での木質バイオマス燃料の定義（区分）は下表のとおりです。

森林経営計画が作成されている森林、保安林や国有林においては、主伐であっても「間伐材等由来の木質バイオマス」となります。

流通・製造過程				直接燃料に加工		製材等 残材
				間伐	主伐	
由来の生育地の由来						
国産材	森林以外・林道支障木など			[Gray Box]		[Large Gray Box]
	森林由来	民有林	その他	経営計画外	[Gray Box]	
			その他	経営計画	[Green Box]	
	国有林	保安林		[Green Box]	[Green Box]	
		その他		[Green Box]	[Green Box]	
輸入材				[Gray Box]		

「間伐」とは、うっ閉し立木間競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採のこと



証明書（注）の連鎖があれば**間伐材等由来の木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等



証明書の連鎖があれば**一般木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

2-3 木質バイオマスの由来に基づく3つの価格区分

再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、木質バイオマス燃料はその由来によって以下の3つに区分され、電気の買取価格が異なります。

- 間伐材等由来の木質バイオマス（未利用木材）：間伐材、経営計画にもとづく主伐など
- 一般木質バイオマス（一般木材等）：輸入材、経営計画外の主伐、製材端材など
- 建設資材廃棄物（その他）：建設資材廃棄物、証明されていない木材

調達区分		1kWh あたり調達価格											
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
未利用木材	2,000kW以上	32円											
	2,000kW未満	40円											
一般木材等	10,000kW以上	24円					24円(*)	入札制 20.6円	入札制 19.6円	入札制 19.6円	入札制 18.5円	入札制 (事前非公表)	入札制
	10,000kW未満												
その他		13円 (建設資材廃棄物)、17円 (一般廃棄物その他バイオマス)											

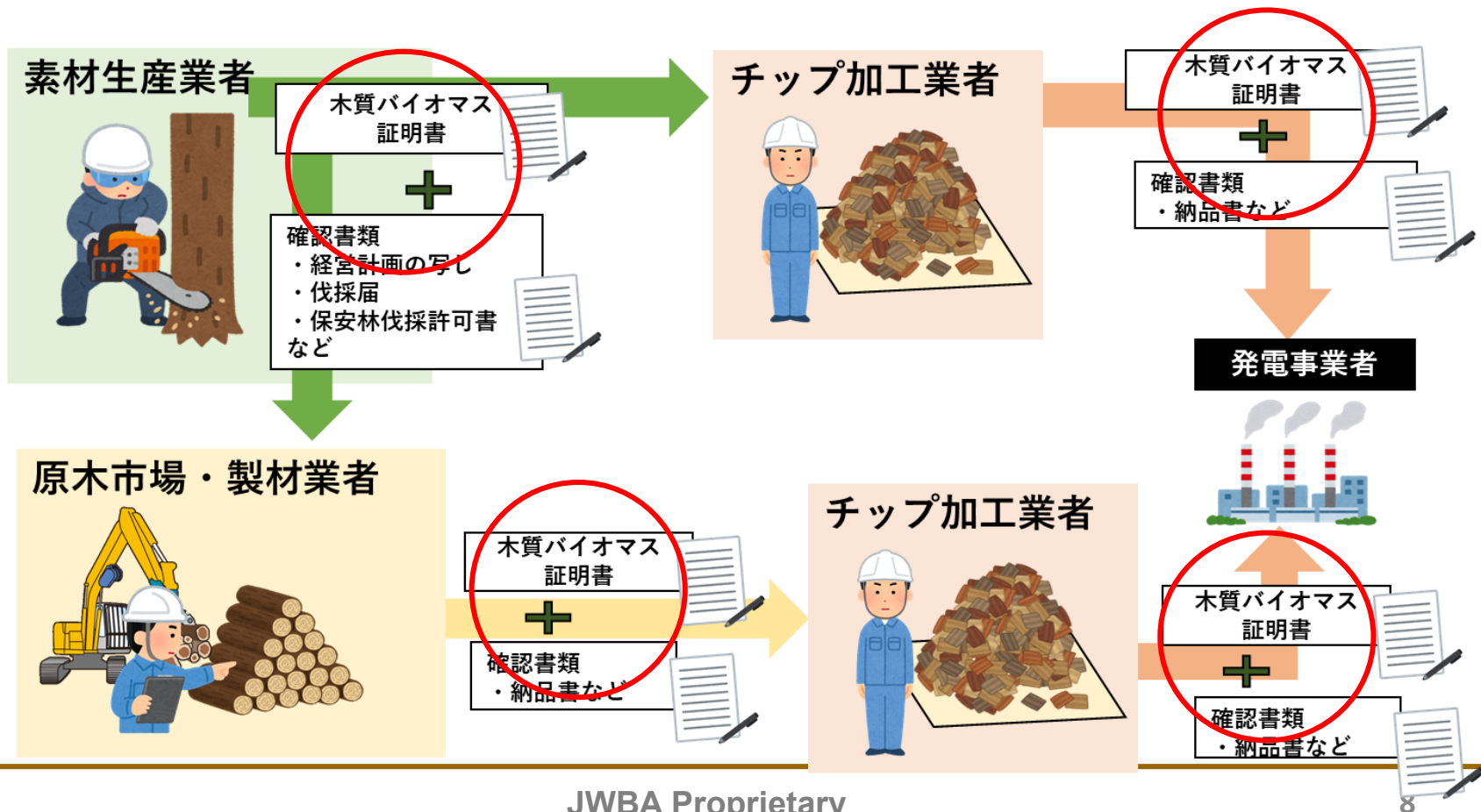
◀発電所の規模や認定年度により、買取価格は異なります。

2-4 (木質バイオマスの由来区分の) 証明書

燃料材（チップ等）を見て、調達区分を判別することはできません。

燃料材の由来について、「証明ガイドライン」に沿って証明する必要があります。

「証明ガイドライン」では、木質バイオマス燃料の由来を、生産・加工・流通といったサプライチェーンの各段階において、切れ目のない証明書の連鎖によって確認することとしています。



2-5 証明書の発行と事業者認定

「証明ガイドライン」では、証明書の発行は、剪定枝や河川流木などを除き、要件を満たした業界団体等（認定団体）により認定された事業者（認定事業者）に限られます。



こんな事例が…

2019年10月に「剪定枝について、受入時に一般木質バイオマス証明がないにもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付していた」チップ加工事業者が**認定取消**となりました。

(当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されたました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。)

- 再生可能エネルギーへの関心が高まっています。このため、木質バイオマス発電に関する不正の可能性について厳しく報道されることがあります
- 特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結する話であり、厳格な運用が求められます。不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分される可能性があります
- 発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態において、その瑕疵や過失が関係事業者にあった場合には、発電事業者から関係事業者に対して損害賠償請求などの可能性もあります

3. 適切な証明ガイドラインの運用

燃料材の由来区分を理解のうえ、徹底した分別管理により、要件を満たした業界団体（認定団体）から認定を受けた事業者（認定事業者）が、適切な証明書を発行することが求められる。

適切な運用のための3つのポイント

- (1) 燃料材の由来区分の理解
- (2) 適切な証明書の発行
- (3) 分別管理の徹底

3-(2)-1 証明書（記載すべき事項）

証明書では、**木材の由来区分と分別管理の適切な実施**の2点を証明することが求められます。

証明書に記載すべき項目は、次の表のようになります。証明書の様式は、木質バイオマスガイドラインの本文の別記（記載例）をご確認ください。

分類	記載事項
各段階で共通	<ul style="list-style-type: none">☞ 認定番号☞ 宛先（販売先）☞ 木質バイオマスの区分☞ 数量☞ 樹種
伐採段階のみ	<ul style="list-style-type: none">☞ 出材された場所等（確認書類と一致するように記載）☞ 必要な由来の確認書を添付
伐採届等を必要としない木材などの発生段階	<ul style="list-style-type: none">☞ 物件名（剪定枝、街路樹、河道内樹木などの種類）☞ 発生場所（伐採箇所など）

伐採段階については、由来区分を**確認できる書類も添付**する必要があります。

必要な確認書類

区分	確認書類
間伐材等由来 （伐採段階）	森林経営計画認定書、事後の伐採届、 保安林内間伐届出書、 保安林内立木伐採届出書、 保安林内立木伐採許可決定通知書 など
一般木質 バイオマス	伐採届、各種契約書、 所有者等の確認書、 所有者または伐採者による由来の証明書（法令による伐採 の手続きが不要な立木） など

ポイント① 証明書を発行するのは実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。
実際に作業をしない元請けや商社が証明書を発行することは適当ではありません。

※ただし、1つの施業地について、複数の事業者に伐採を委託する場合に、一つの確認書類から複数の証明書が発行されるのは煩雑であることから、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することが現実的です。その場合、証明書の発行主体である委託元が現場において確認などを行い、分別管理の責任を負うこととなります。

ポイント② 納入ごとの証明が必要

証明書は納入ごとに証明することが必要です。月単位の証明は認められていません。
このため、トラックスケールの計量票を活用する事例が多くみられます。
(次スライドにて紹介します。)

3-(2)-4 計量表の活用（事例紹介）

納入ごとに証明書を発行することは煩雑となることから、計量票を証明書とし、伐採箇所などは施業前に通知する体制をとっている事業者が多いです。

一括まとめて（事前に提出）

計量票を証明書とする例

施業予定通知書（記番号）

日付
納入先名
認定番号
納入事業者名

下記の通り施業することを通知します。

由来区分：〇〇
（間伐材等由来の場合、木質バイオマスの種類）

伐採箇所：施業地A

伐採面積：〇〇

予定数量：〇〇

主な樹種：〇〇

【注意】 証明書から通知書を特定できなければならない（施業予定通知書ごとの記号や番号等によるリンク）

※ 複数施業地から同期間に
出材される場合には、会社
コードだけではリンク不可能

【重要】 納入者の
証明として記載

納入ごと

計量票（トラックスケール）

計量票 兼 証明書

会社コード：〇
伐採地：施業地A
数量：〇〇
区分：間伐材等

以上の木材は上記区分の由来
であり、適切に分別管理され
てることを証明します。

日付

担当者サイン（納入者）
通知書の記番号

ポイント③ 運搬のみを担う事業者について

加工が伴わず、由来の混在が想定されない場合には、証明書の発行は不要であり、運搬業者は、認定事業者である必要はありません。ただし、複数の事業地を経由する可能性がある場合など、由来が混在する可能性のある場合には事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります。

ポイント④ 伐採届などの手続きが不要な木材の場合について

法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など）について所有者自らが由来の証明書を作成し、販売先に交付することで証明をすることができます。この場合、証明書の発行において事業者認定は不要です。

※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、一般木質バイオマスとそれ以外の価格区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります。

また、木質バイオマスを集荷・加工する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、事業者認定を受ける必要があります。

証明書は発行、受領して終わりではありません。証明書は発電事業者が電力供給事業者に売電する価格の根拠となる書類です。認定団体による立入検査の際には証明書、確認書類を提示する必要があります。発行、受領した証明書、確認書類は後からすぐに参照できるように保管しておくこと、最低でも5年間は保管しておくことが必要とされています。

紙媒体で保管する際は、発行番号順、日付順、得意先ごとなど一定の基準で整理をして保管しておくといでしょう。

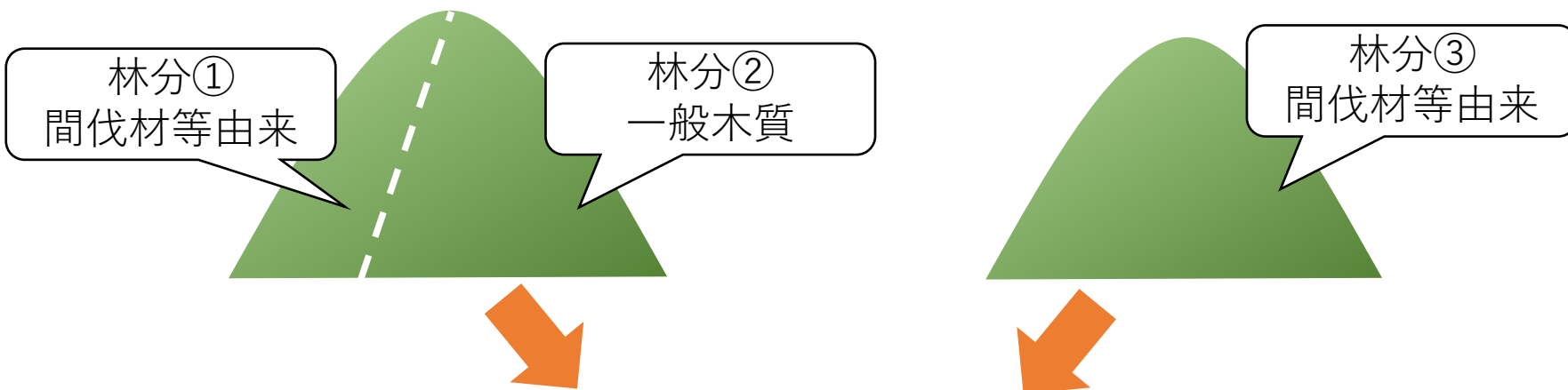
◆ 電子での保管

PDFファイル等の証明書を**電子データとして保管する場合**には、次のことが必要です。

- (1) 文字の判読に支障のない解像度で保存されていること
- (2) ファイルやフォルダが整理されて、必要なファイルを速やかに特定できること
- (3) 証明書は5年間の保管が求められることから、機器のトラブルが起きた場合にもデータが消失しないようバックアップを確保すること

3-(3)-1 由来ごとに分別管理

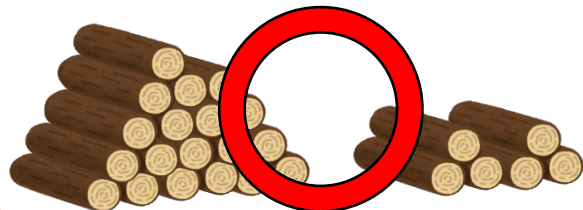
- 分別管理で重要なことは、**由来の明確化**です。
- 出材された場所による分別管理は必要ありません。



どのように分別管理すべきか

由来ごとに分別して管理

材① + 材③ 材②



由来の異なる材を混在して管理

材① + 材② 材③





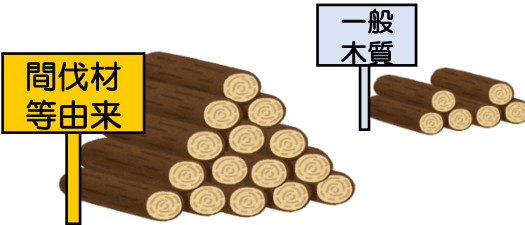

すべて一括して管理

材① + 材② + 材③



3-(3)-2 分別管理の具体例 ～素材生産業者編

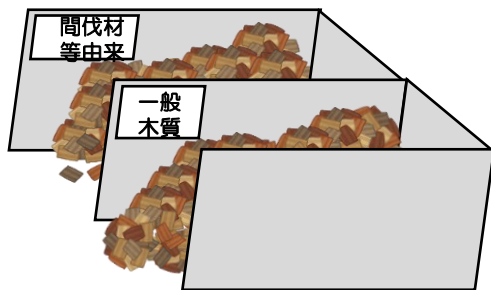


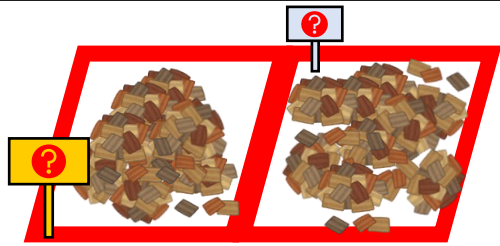
分別管理は種類の異なる発電用木質バイオマスを**明確に分けて管理する**だけでなく、**第三者から見て分別されている**ことが明らかな状態を保持できるようにすることが必要です。

業種	判別	実例
素材生産業者	○	土場ごとに単一のものしか扱わない 
	○	伐採箇所を区画ごとに図面で色分けをして、同様の色で造材後の木口面に色付けしている 
	○	距離を置いてはい積みし、表示を行っている 
	×	はい積単位で分けているが、表示がされていない（表示がなく作業員にしかわからない、区別が混ざる可能性がある） 

3-(3)-3 分別管理の具体例 ～保管場所の管理～



3-(3)-4 分別管理の具体例 ～チップ加工業者編～

業種	判別	実例
チップ加工業者	○	<p>保管区域を物理的に分け、表示している (行き来ができないようになっている)</p> 
	○	<p>置き場所を区分し、明示している</p> 
	○	<p>期間ごとに使用する木材の区分を決めて、 その期間中は異なる区分の木材を取り扱わない (期間中は該当区分を加工ライン上に看板で明示)</p> 
	×	<p>区画ごとに分けているが、表示がされていない (第三者からは どの由来なのか分からない)</p> 
	×	<p>比率で管理している</p>

よくあるご質問から①

Q：素材生産業者で山土場から加工業者に納入する際、1台ずつ証明書を発行するのは難しいので、伐採届等の確認書類中の数量（一山ごと）の証明書発行ではだめでしょうか。



A：× 納入ごと(1台ずつ)証明書を発行する必要があります。
検量票に数値や樹種、認定番号等を記載すれば、証明書として活用することは可能です。【マニュアルp75】

Q：製材等残材は、原木の由来に関わらず「一般木質バイオマス」に区分されるのはなぜでしょうか。



A：製材等の際の副産物である製材等残材は、原木を製材として利用した後の残材であり、発生地点から利用地点までの輸送にかかるコスト等が安価であり、実態としても利用率は非常に高い状況であることから、「一般木質バイオマス」に区分されます。【マニュアルp7、林野庁Q&A3-8】

よくあるご質問から②

Q：燃料材としての樹皮は、いずれの区分になりますか。



A：運搬や発電用チップに加工する際に剥離した樹皮は原木の一部であると考えられ、樹皮もその原木の由来と同様の区分になります。一方で、間伐材等由来の木材を製材する際に剥離した樹皮などは、燃料製造以外の目的による副産物とみなされ、「一般木質バイオマス」となります。

Q：木材生産以外の目的で自治体等から伐採・搬出を委託された木材は、いずれの区分になりますか。



A：林道工事や治山工事、病虫害対策などにおいて、伐採・搬出の費用が自治体等から出ている場合には「一般木質バイオマス」となり、「間伐材等由来」にはなりません。

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidora
in.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidora
in.pdf)

木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidor
ainqa.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidor
ainqa.pdf)

- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは日本バイオマス協会のHPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け

証明書の発行主体には発行した証明書に対する社会的な責任があります。木質バイオマス証明ガイドライン（ルール）をしっかりと理解し、適切な運用を心がけましょう。

不明な点、疑問点は、分からないこと、自信がないことは、「ガイドライン、運営マニュアル等を確認する」、「認定団体に相談する」、それでも不明の場合は、「当協会の相談窓口」に照会して明らかにしていきましょう。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。

- ホームページ上の問合せフォーム
- メール（mail@jwba.or.jp）





一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>